

吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例

(設置)

第1条 渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「広域組合」という。）へ、吉岡町地内における最終処分場の候補地（以下「最終処分場候補地」という。）を選定し、報告するため、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、最終処分場候補地を選定するに当たり、必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による住民
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱日から最終処分場候補地が選定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されるまでの間、会議は町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

資料 2

2 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年吉岡村条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

環境衛生運営審議会委員

」を 「

環境衛生運営審議会委員
吉岡町地内における渋川地区広域市

	日額	8,800円
町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会委員	日額	8,800円

に改める。